

諮問番号 令和7年諮問第2号

答申番号 令和7年答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

第2 事案の概要

本件は、審査請求人が令和6年7月19日付で行った住民票の写しの交付請求に対して、東大阪市長（以下「処分庁」という。）が同年8月23日付で不交付決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったことについて、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年10月4日法務省民事甲第2671号・保発第39号・庁保発第22号・42食糧業第2668号（需給）・自治振第150号法務省民事局長・厚生省保険局長・社会保険庁年金保険部長・食糧庁長官・自治省行政局長から各都道府県知事あて通知。以下「国の事務処理要領」という。）の規定による支援措置が違法・不当であり、これに基づく本件処分の取消しを求める事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め

(1) 住民基本台帳法

- ① 住民票の写し等の交付について、住民基本台帳法（以下「法」という。）第12条第1項は、「市町村が備える住民基本台帳に記録されている者（当該市町村の市町村長がその者が属していた世帯について世帯を単位とする住民票を作成している場合にあっては、当該住民票から除かれた者（その者に係る全部の記載が市町村長の過誤によつてされ、かつ、当該記載が消除された者を除く。）を含む。次条第1項にお

いて同じ。)は、当該市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し(第6条第3項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記録されている事項を記載した書類。以下同じ。)又は住民票に記載をした事項に関する証明書(以下「住民票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。」と規定する。

② さらに、同条第2項は、「前項の規定による請求は、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

- 1 当該請求をする者の氏名及び住所
- 2 現に請求の任に当たっている者が、請求をする者の代理人であるときその他請求をする者と異なる者であるときは、当該請求の任に当たっている者の氏名及び住所
- 3 当該請求の対象とする者の氏名
- 4 前3号に掲げるもののほか、総務省令で定める事項」と規定する。

③ また、本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付について、法第12条の3第1項は、「市町村長は、前2条の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、次に掲げる者から、住民票の写しで基礎証明事項(第7条第1号から第3号まで及び第6号から第8号までに掲げる事項をいう。以下この項及び第7項において同じ。)のみが表示されたもの又は住民票記載事項証明書で基礎証明事項に関するものが必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該申出をする者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

- 1 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある者
- 2 国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者
- 3 前二号に掲げる者のほか、住民票の記載事項を利用する正当な理由がある者」と規定する。

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

- ① ところで、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）第2条は、国及び地方公共団体の責務に関して、「国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。」と規定する。
- ② また、同法第9条は、「配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。」と規定する。

(3) 国の事務処理要領

住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置として、国の事務処理要領の第5—10は、次のとおり規定している。

「市町村長は、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害を申し出た者のうち、支援の必要性が確認された者（以下「支援措置対象者」という。）の、申出の相手となる者（以下「相手方」という。）が、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写し等の交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止し、もって支援措置対象者の保護を図ることを目的として、（略）次の措置を講ずるものとする。

ア 申出の受付

(ア) 申出者

市町村長は、その備える住民基本台帳に記録又はその作成する戸籍の附票に記載されている者で、次に掲げる者から、コに掲げる支援措置の実施を求める旨の申出を受け付ける。

A 配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがあるもの

B・C (略)

D その他AからCまでに掲げるものに準ずるもの

(イ) 申出者と同一の住所を有する者

市町村長は、申出者が、その同一の住所を有する者について、申出者と併せて支援措置を実施することを求める場合には、その旨の申出を併せて受け付ける。

(ウ) 他の市町村に係る申出

最初に申出を受けた市町村長（以下「当初受付市町村長」という。）は、申出者が、当該申出者に係る住民票、除票、戸籍の附票及び戸籍の附票の除票を保存する他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合にはその申出について、併せて申請書に記載することを求める。

なお、当初受付市町村長は、申出者が住所地で住民登録した後に、2回以上、申出者の本籍が一の市町村から他の市町村に転籍している場合であって、申出者が、2つ以上前の本籍地であった市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、その申出に係る支援を求める事務及び当該2つ以上前の本籍地であった市町村を併せて申出書の備考等に記載することを求める。

(エ)・(オ) (略)

イ 支援の必要性の確認

(ア) 申出者

当初受付市町村長は、申出者が、ア一（ア）に掲げる者に該当し、かつ、相手方が、当該申出者の住所を探索する目的で、住民基本台帳の閲覧等を行うおそれがあると認められるかどうかについて、警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の意見を聴取し、又は裁判所の発行する保護命令決定書の写し若しくはストーカー規制法に基づく警告等実施書面等の提出を求めることにより確認する。

この場合において、市町村長は、上記以外の適切な方法がある場合には、その方法により確認することとしても差し支えない。

(イ) 申出者と同一の住所を有する者

当初受付市町村長は、ア一（イ）の申出を受けている場合には、相手方が、申出者の住所を探索する目的で、当該申出者と同一の住所を有する者の住民基本台帳の閲覧等の申出を行うおそれがあると認められるかどうかについて、併せて（ア）と同様の確認を行う。

ウ （略）

エ 他の市町村長への転送

イにおいて支援の必要性があることを確認した当初受付市町村長は、申出者が、他の市町村に対して、併せて支援措置を実施することを求める場合には、ア一（ウ）に基づき当該申出について併せて記載された申出書の写しを、当該他の市町村長に対して転送する。

オ 他の市町村における支援の必要性の確認及び確認結果の連絡

エの転送を受けた他の市町村長は、当初受付市町村長を経由して申出がなされたものとして、イの例により、支援の必要性を確認する。

なお、この場合、当該他の市町村長においては、原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えない。

また、支援の必要性がないことを確認した場合には、その結果を、申出者に連絡する。

カ～ケ （略）

コ 支援措置

(ア) 住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出に係る支援措置

A 市町村長は、支援措置対象者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、以下のように取り扱う。

なお、請求又は申出に対し不許可決定を行う場合、必要に応じ、不服申立てをすることができる旨を教示することや、教示を文書により行うことが考えられる。

(A)・(B) (略)

(C) その他の第三者から申出がなされた場合

相手方が第三者になりすまして行う申出に対し閲覧させることがないように、十分留意して厳格に本人確認を行うことが適当である。

相手方の氏名が変更している場合、相手方が旧氏や通称を用いて申出を行う場合、支援措置対象者が相手方を旧氏や通称のみをもって把握しており、かつ、相手方が旧氏や通称を変更している場合等があり得るため、住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して申出者が相手方であるかを確認することが適当である。

また、相手方の依頼を受けた第三者からの閲覧に対し閲覧させることがないように、利用の目的等について十分留意して厳格な審査を行うことが適当である。

なお、相手方が国又は地方公共団体の機関の職員になりすまして閲覧を請求することも考えられるため、法第11条に基づく請求であっても、閲覧者については、十分留意して厳格に本人確認を行うことが適当である。

B (略)

(イ) 住民票の写し等及び戸籍の附票の写し等の交付の請求又は申出に係る支援措置

市町村長は、支援措置対象者に係る住民票（世帯を単位とする住民票を作成している場合にあつては、支援措置対象者に係る部分。また、消除された住民票及び改製前の住民票を含む。）の写し等及び戸籍の附票（支援措置対象者に係る部分。また、消除された戸籍の附票及び改製前の戸籍の附票を含む。）の写しの交付について、以下のように取り扱う。

なお、請求又は申出に対し不交付決定を行う場合、必要に応じ、不服申立てをすることができる旨を教示することや、教示を文書により行うことが考えられる。

(A) 相手方が判明しており、相手方から請求又は申出がなされた場合

不当な目的があるものとして請求を拒否し、又は法第12条の3第1項各号、第15条の4第3項各号、第20条第3項各号若しくは第21条の3第3項各号に掲げる者に該当しないとして申出を拒否する。

ただし、(ア) —A— (C) に準じて請求事由又は利用目的をより厳格に審査した結果、請求又は申出に特別の必要があると認められる場合には、交付する必要がある機関等から交付請求を受ける、相手方の了解を得て交付する必要がある機関等に市町村長が交付する、又は支援措置対象者から交付請求を受けるなどの方法により、相手方に交付せず目的を達成することが望ましい。

(B) (略)

(C) その他の第三者から申出がなされた場合

相手方が第三者になりすまして行う申出に対する交付を防ぐため、第2—4—(1)—①—ア—(イ)及び第5—10—コ—(ア)—A—(C)に準じて本人確認をより厳格に行う。

また、相手方の依頼を受けた第三者からの申出に対する交付を防ぐため、(ア)—A—(C)に準じて利用目的についてもより厳格な審査を行う。

ただし、市町村長がこれらの措置を不要と認める者については、この限りでない。

サ (略)

2 処分内容及び理由

処分庁は、審査請求人が令和6年7月19日付で行った住民票の写しの交付請求

について、国の事務処理要領第5—10—コー（イ）—（A）の規定に基づき、審査請求人は、法第12条の3第1項各号に掲げる者に該当しないことを理由として、審査請求人に対し、同年8月23日付で不交付決定通知書を通知して、本件処分を行った。

3 審理員による審理手続及び当審査会の調査審議の経過

令和6年11月18日	審査請求人は、行政不服審査法第2条の規定に基づき本件処分に対する審査請求を行った。
同年11月26日	総括審理員及び審理員が指名された。
同年12月26日	処分庁から弁明書が提出された。
令和7年2月6日	審査請求人から反論書が提出された。
同年3月5日	処分庁から弁明書（2）が提出された。
同年4月1日	審理員の交代により、新たな審理員が指名された。
同年4月3日	審査請求人から反論書（2）が提出された。
同年5月2日	処分庁から弁明書（3）が提出された。
同年5月22日	審査請求人より口頭意見陳述申立書が提出された。
同年6月23日	審理員において審査請求人の口頭意見陳述が実施された。
同年7月31日	審理員から審理員意見書が提出された。
同年9月3日	審査庁から当審査会に諮問があった。
同年10月16日	本件処分に係る1回目の会議（第34回審査会）を開催した。処分庁担当課（市民課）への意見聴取を実施した。
同年11月25日	本件処分に係る2回目の会議（第35回審査会）を開催した。審査請求人の口頭意見陳述を実施した。
令和8年1月20日	本件処分に係る3回目の会議（第36回審査会）を開

催した。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員の意見の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理段階における審理関係人の主張

(1) 審査請求人

大阪家庭裁判所令和2年（家ホ）第●●号離婚等請求事件判決において、審査請求人の暴力は配偶者及び子へいずれも認められないとの判決が出ており、控訴審の大阪高等裁判所令和4年（ネ）第〇〇号離婚等請求控訴事件判決においても同様の判断がなされていることから、本件処分に係る判断の前提となる支援措置実施決定は適切になされたものではない。そもそも、当該支援措置実施決定は審査請求人に意見陳述の機会が与えられず、事情聴取なしにその判断がなされていることから、公平性・公正性を欠く。また、支援措置の実施決定に係る相談機関の回答が十分な調査に基づいて行われたか疑わしく、前記判決後になお支援の継続を必要とする根拠資料及び判断理由の提示もないことから調査は不十分であったと考えられる。これら不十分な調査に基づく支援措置を根拠とする本件処分は取り消されるべきである。

(2) 処分庁

本件処分は、国の事務処理要領に従い行っている。支援措置の実施は、国の事務処理要領の規定に基づき行うものである一方、離婚訴訟は支援措置の必要性を判断したものではなく、離婚の訴えにおける事実認定は民法第770条第1項各号に掲げる要件があるかの視点から行われるものであり、その視点は異なること、支援措置の対象には「暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがあるもの」も含まれることから、離婚訴訟における事実認定を基礎として支援措置の必要性を判

断することはできない。本件処分は、国の事務処理要領に従い適当な手続により行われた支援措置の実施に基づき行われており、適法及び妥当である。

3 審理員による論点整理

審理員は、次の4点を本件審査請求における論点として整理している。

- (1) 論点1：国の事務処理要領に従うことの合理性
- (2) 論点2：処分庁担当課による住民基本台帳事務における支援措置の必要性の確認が十分であったか。
- (3) 論点3：大阪市行政不服審査会答申書（答申番号：令和4年度答申第7号）が本件処分の適法性及び妥当性についての判断に影響するか。
- (4) 論点4：名古屋高等裁判所令和3年4月22日判決が本件処分の適法性及び妥当性についての判断に影響するか。

4 審理員意見の理由

(1) 論点1について

住民基本台帳事務は、市町村相互にわたる事項も多く、全国的に統一的な取扱いをする方が合理的であることから、国は市町村に対し、法第31条第1項の規定により、市町村が処理する事務について必要な指導を行うものとし、住民基本台帳等の運用に関して国の事務処理要領を定めているものである。このような法の趣旨等から、市町村は「その定めが明らかに法令の解釈を誤っているなどの特段の事情がない限りこれにより事務処理を行うことが法律上求められている」といえる（最高裁判所平成11年1月21日判決）。

また、国の事務処理要領の定め全般は、DV等の支援申出者に早急な支援を行うために必要かつ十分な取扱いを定めたものであり、住民に関する記録の適正な管理を図り、住民のプライバシー保護に配慮するという法の目的に合致するとともに、DV防止法第2条に規定する、国及び地方公共団体の責務である被害者の適切な保

護を図ることとされている点からも明らかに法令の解釈を誤ったものとはいえ、市町村がこれに従うことには合理性があると認められる。

(2) 論点2について

国の事務処理要領においては、支援措置の必要性を市町村が判断するためにDV等の行為が真実であるかどうかを確認することは求めておらず、相談機関等に対する意見聴取等により必要性を確認することとされている。処分庁担当課は、令和6年に審査請求人の配偶者が支援措置の延長を申し出た申出書にて、審査請求人の配偶者及び子が「DV防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがあるもの」として選択されており、さらに、相談機関等の意見として、「1 上記申出者の状況に相違ないものと認める。2 上記併せて支援を求める者について、申出者を保護するために支援の必要性があるものと認める。」旨の意見が付されていることを確認し、さらに、令和6年7月19日付けの本件請求に際し、改めて相談機関等に対して直接現在の支援措置の必要性について確認を行ったという事実を鑑みると、処分庁担当課は、国の事務処理要領に従った事務処理により支援措置の必要性の確認を行っていると言えることから、本件処分は、違法性があるとは言えない。

(3) 論点3について

大阪市行政不服審査会答申書（答申番号：令和4年度答申第7号）は、国の事務処理要領に従って支援措置を行うこと自体を否定するものではなく、事案における個別の事情を踏まえて、支援措置の申出を受け付けた市町村において、改めて支援措置の必要性を確認した上で当該支援措置を行うか否かを決定すべき旨が示されたものとなっており、これらと個別の事情を異にする本件処分の適法性及び妥当性についての判断に影響するものとは認められない。

(4) 論点4について

名古屋高等裁判所令和3年4月22日判決は、元妻が支援の必要性がないことを容易に知ることができたのに、あえて支援措置の延長の申出をしたことが、支援措

置の趣旨に照らして著しく相当性を欠くものとして、元妻に対する損害賠償請求を認めたものであり、本件のように支援措置の実施に伴う住民票の不交付決定処分が争われたものではない。また、当該判決では、既に支援措置の申出が不法行為に該当するかが争われた前件判決があり、同判決中で、支援措置の延長の申出については、不法行為を構成する可能性があるとして慎重な検討が必要である旨の注意喚起が行われたという事情が大きく影響しており、そこに事案の特殊性がみられることから、本件審査請求とは事情を異にするものであり、本件処分の適法性及び妥当性についての判断に影響するものとは認められない。

第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

審査会における調査審議段階において、処分庁担当課への意見聴取及び審査請求人の口頭意見陳述を実施した。処分庁担当課からは、新たな主張と評価できるものはなかった。一方、審査請求人からは、審理段階の主張に加え、次の理由から審理員による審理手続が不適切であるという主張がなされた。

- 1 審理段階で、総務省行政不服審査会事務局が示している「審理員意見書から見る行政不服審査のポイント」中審理員の心構えとして記載されている事項を踏まえた、適切な審理が行われなかったこと。
- 2 審理段階で、親権回復に関する審理が行われなかったこと。
- 3 処分庁が審理員に提出した資料のうち、住民基本台帳事務における支援措置申出書等の支援措置の実施に係る文書が第三者の個人情報に該当するとして不開示とされたが、審査請求の趣旨からすると、当該文書について個人情報が含まれるとして不開示とする正当な理由に該当せず、また部分開示という方法もあったため、開示すべきであること。
- 4 審理員が設定した書類提出期限が過度に短期間であり、十分な準備と資料収集が困難であったこと。

第6 争点整理

審査会として、本件に関する争点を次のように整理する。

1 本件処分の適法性

審査請求人は、審査請求人の配偶者及び子に対して一切暴力は行っておらず、本件処分の前提となる支援措置の要件に当てはまらないこと、仮に支援措置が必要であると判断するにしても、離婚訴訟の判決において配偶者及び子への暴力が否定されているにもかかわらず支援が必要であるとするに足る客観的資料や根拠が必要であるが、処分庁担当課の相談機関への調査に関して資料の提示や具体的な説明もなかったことから、調査は不十分であり、これら不十分な調査に基づく支援措置の実施に基づいてなされた本件処分は違法・不当であり、取り消されるべきであると主張していることから、審査会は国の事務処理要領に則り処分を行うことの適法性及び支援措置の必要性に係る確認方法の当否について判断する。

2 大阪市行政不服審査会答申書（答申番号：令和4年度答申第7号）が本件処分の適法性及び妥当性についての判断に影響するか。

審査請求人は、反論書資料で大阪市行政不服審査会答申書を提出している。当該答申書は、支援措置申出者の戸籍の附票の写しの交付を請求した者が不交付決定を受けたことに不服があり、審査請求した事案であるが、これが本件処分に当てはめることができ、また、適法性及び妥当性の判断に影響するかについて判断する。

第7 答申の理由

1 認定した事実

審査会は、審査関係人の主張、提出された資料及び審査会の調査により以下の事実を認定した。

- (1) 審査請求人の配偶者及び子どもは令和6年●月●日に支援措置の延長の申請を行った（処分庁担当課職員の陳述及び令和6年12月26日付弁明書添付資料5）。
- (2) 上記申請に係る支援措置申出書において、相談機関等の意見には「1上記申出

書の状況に相違ないものと認める。2 上記併せて支援を求める者について、申出者を保護するための支援の必要性があるものと認める。」との記載があり、支援の必要があると確認されたことから、支援措置の実施が決定された（令和6年12月26日付弁明書添付資料6）。

- (3) 審査請求人は、令和6年7月19日付けで審査請求人の子どもの住民票の写しの請求を郵送で行った。その際、請求の理由には、審査請求人が「父親として親権を行使するため、住所を把握する必要がある」と記載した（令和6年12月26日付弁明書添付資料10）。
- (4) 処分庁は、審査請求人による住民票交付請求を受け、相談機関へ現在においても支援措置の必要があるのかの確認を行い、相談機関から現在も支援措置が必要である旨の回答を得た（処分庁担当課職員の陳述及び令和6年12月26日弁明書）。
- (5) 処分庁は、令和6年8月23日付けで令和6年7月19日付けで審査請求人から送付された住民票交付請求について、不交付決定通知書を送付した（令和6年12月26日付弁明書添付資料11）。また、同日別書面により、「支援措置決定にかかる意見の判断について警察等相談機関に再確認したところ、離婚等請求控訴事件の判決言渡しより後日の意見におきまして疑義がない旨の回答があり」、「支援措置を継続することが相当であると判断」したため、支援措置の取下げに応じることができない旨の回答を行った（令和6年12月26日付弁明書添付資料12）。
- (6) 処分庁は、本件処分について、国の事務処理要領に従い事務処理を行っているところ、実務上それを補充する程度において処分庁は事務処理要領を作成し、事務を行っている（当審査会の調査）。

2 争点に対する判断

(1) 本件処分の適法性・妥当性について

ア 判断の枠組み

(ア) 国の事務処理要領について

住民票等の交付事務については、法に則り自治事務として行われているところ、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うという法の目的（法第1条）に照らせば、住民基本台帳に関連する事務の処理は全国で統一的に行われるようにする必要がある。そのため、当該事務について市町村を指導すべき立場にある国（法第31条第1項）において、技術的な助言（地方自治法第235条の4）として、国の事務処理要領を定めている。このような住民基本台帳の趣旨及び国の事務処理要領の位置付けに照らせば、各市町村長は、その定めが法その他の関連法令の解釈を明らかに誤っているなど特段の事情がない限り、国の事務処理要領に従って事務処理を行うことを法律上求められており、国の事務処理要領に従って事務処理を行っている限り、市町村長の判断がその裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したとの評価を受けることはないというべきである（最高裁判所平成11年1月21日判決）。

（イ）支援措置について

国の事務処理要領の定める住民票等の写しの交付に関する支援措置は、支援措置の相手方が住民票等の写しを不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止し、もって支援措置対象者の保護を図ることを目的としたものであり、支援措置対象者及び相手方を迅速に特定した上で、相手方が行う支援措置対象者に係る住民票の写しの交付請求等を原則的に拒否しつつ、相手方の請求事由等に特別の必要がある場合には、その利用目的に従った住民の居住関係の公証を行うことができるように住民票の写しを必要とする機関等に市町村長が直接交付するなどの代替措置を講ずることにより、その利用目的の達成を図るものである。

このような支援措置対象者の保護の現実的要請や支援措置における相手方の利用目的に配慮した代替措置の活用を前提とすれば、国の事務処理要領の定める住民票の交付に係る支援措置において、相手方が行う支援措置対象者に係る住民票の写しの交付請求につき、支援措置対象者の住所の探索を目的としてされたものについて、不当な目的によるものであるとされていることが、法その他の関連法

令の解釈を明らかに誤ったものであるということとはできない。

(ウ) 小括

以上を踏まえれば、国の事務処理要領における支援措置が法その他の関連法令の解釈を誤っているということはなく、本件処分について、国の事務処理要領の定めに従ってされたものであれば、処分庁の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用してされた違法又は不当なものであるということとはできない。

イ 本件支援措置の実施に係る支援措置の必要性の確認について

本件については、令和6年に審査請求人の配偶者から提出された支援措置申出書に記載された相談機関等の意見欄において、第7の1の(2)のとおり記載があることをもって支援措置の必要があると確認され、支援措置の実施の延長がなされたものであり、国の事務処理要領第5—10—イに定められた手続を適正に実施したものと認められる。

国の事務処理要領においては、支援措置の必要性の確認の際に、被害や暴力等の事実を裏付ける客観的な資料等は要求されておらず、また、相手方とされる者の主張を聴取する規定や調査を必要とする規定もない。また、仮に処分庁が申出を受けた市町村以外の市町村である場合においても、「原則として、当初受付市町村長が支援の必要性があることを確認したことをもって、当該他の市町村長における支援の必要性もあることとする取扱いとして差し支えない。」(国の事務処理要領第5—10—オ)とされており、再度の確認は必須とされていない。

しかし、本件交付請求について処分庁は、慎重を期すため、当該請求時点においてもなお支援措置の必要があるか、相談機関等に電話で確認を行い、「支援措置が必要である」旨の確認を行ったことが認められる(第7の1の(4))。

したがって、処分庁における支援措置の必要性の確認は、国の事務処理要領に則って適正に行われたものであり、違法性・不当性は認められない。

この点、審査請求人は、離婚訴訟において暴力はなかったと判断されているにも関わらず、処分庁は暴力の有無についての事実確認をしていなかったと主張するが、当

該訴訟は婚姻を継続し難い重大な事由の有無について判断されているものである（民法第770条第1項第5号）。一方、支援措置においては、申出者は「配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は心身に危害を受けるおそれがあるもの」や「その他これに準ずる者」等も該当すること（国の事務処理要領第5-10-ア（ア））から、判決をもって支援措置の必要性がないと一見して明白となるものではなく、審査請求人の主張は採用することはできない。

ウ 法第12条の3第1項各号に該当しないと認定したことの適法性、妥当性について

審査請求人が、住民票の交付申請を行ったのは、支援措置対象者の住所を探索するためであり、親権の行使のためのもの（第7の1（3））であることが認められる。しかしながら、審査請求人は支援措置の相手方であることから、住所探索目的のため請求拒否事由に該当すると判断したことは、支援措置対象者の保護を目的とする支援措置の趣旨を前提とすれば、国の事務処理要領第5-10-コ（イ）-（A）に基づく法の適用として、違法又は不当なものとは認められない。

また、親権の行使については、裁判所における手続等により権利実現を求めることができるのであって、審査請求人に住民票の写しが交付されなかったとしても、このことが審査請求人に対する重大な権利侵害につながるものとはいえない。

エ 審査請求人のその余の主張について

審査請求人は、支援措置の必要性の確認について具体的な内容の説明がなかったと述べているが、DV防止法の趣旨を踏まえると、審査請求人の配偶者及び子どもの安全確保の観点から、当該記録及び内容を審査庁内に留めておくことには合理性があり、上記判断に影響しない。

(2) 大阪市行政不服審査会答申書（答申番号：令和4年度答申第7号）が本件処分の適法性及び妥当性についての判断に影響するか。

ア 大阪市は独自の事務処理要領を作成しているが、同事務処理要領に則った事務処理が適切になされていなかったことから、大阪市行政不服審査会は戸籍の附票の写

しの不交付決定処分は取り消されるべきとの答申を出したものである。

イ これに対し、処分庁担当課は独自の事務処理要領は作成しているが、国の事務処理要領を補充する程度においてその事務処理に係る内容を定めており、国の事務処理要領に則った事務を行っている。

ウ また、大阪市答申書は、大阪市での審査請求における個別具体的な事例に即した判断を行っており、本件処分の適法性及び妥当性判断に直接適用することは困難である。したがって、大阪市答申書は本件処分の適法性及び妥当性についての判断に影響しない。

エ 仮に、大阪市答申書が本件処分の適法性及び妥当性についての判断に影響すると判断した場合であっても、第7の2（1）に示したとおり、処分庁担当課が国の事務処理要領に則った事務をすること自体に違法性・不当性は認められないため、本答申の結論に影響を及ぼさない。

（3） 審理員の審理手続について

審査請求人が当審査会における口頭意見陳述で審理員の審理手続が不適切であった等の主張を行うため、念のため取り上げる。

審査請求人は、審査請求において親権の回復が議論されていない旨主張するが、本件審査請求は、本件処分の妥当性・適法性を判断するために、必要な範囲において支援措置の妥当性を判断すれば足りるのであって、審査請求人が求めるような親権の回復は、そもそも審査の対象ではない。

また、審理員による審理手続において、審査請求人が求めた事項が争点として取り上げられなかったことや主張書面の提出期限が短かったことを主張するが、審理員は、審理員に提出された審査請求人及び処分庁の主張書面による主張に基づき争点を整理しており、主張書面等の提出期限も社会通念に照らし、審理手続に瑕疵を生じるものだと判断することはできず、審理手続は適正に行われたものと判断する。

第8 まとめ

審査会は、第7の2（1）で述べた理由から、処分庁が令和6年8月23日付で行った本件処分については違法性・不当性はなかったと判断する。

よって、本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は妥当であり、第1記載のとおり答申する。

第9 付言

なお、審査会の判断は上記のとおりであるが、職権で次のとおり付言する。

現在の支援措置制度において、支援措置の申出の相手方については、支援措置の決定自体や当該支援措置の前提となった事実関係について争うことができるとする明示的な規定は存在しない。

しかし、相手方の利益保護の観点も考慮すると、国において、支援措置が適正に運用されるよう、支援措置の申出者の安全も確保しながら、相手方の救済にも配慮した制度設計とすることが本来望ましいと考える。

令和8年2月25日

東大阪市行政不服審査会

会長 上 崎 哉

委員 八 木 正 雄

委員 橋 元 紀 子

以 上